

# 基準病床数制度における 既存病床数等について

# 基準病床数制度について

## 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、  
病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

## 仕組み

### ○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算

精神病床は、都道府県の年齢階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算

結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている

感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている

### ○ 既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、公的医療機関等の 開設・増床を許可しないことができる

#### 病床数の算定に関する特例措置

① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、  
病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定

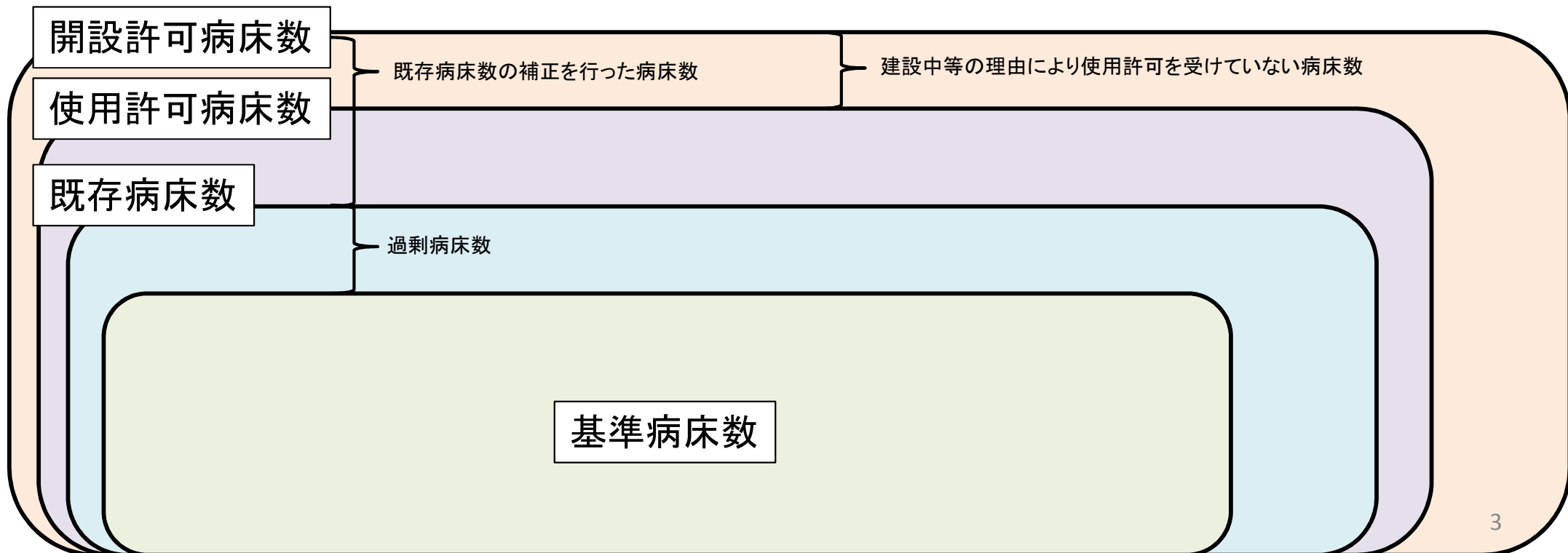
② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない(病床数の補正)

# 基準病床数制度における各病床数の定義

## 関連する用語の定義

- ①開設許可病床数：医療法第7条の規定により、開設（増床、病床の種別変更含む）許可を受けた病床数
- ②使用許可病床数：医療法第27条の規定により、その構造設備について、検査を受け使用の許可を受けた病床数
- ③基準病床数：現時点において医療提供体制の整備のため必要とされる病床数
- ④既存病床数：開設許可（増床を含む）を行う際に、基準病床数と比較し、病床過剰地域か否かを判断する際の基準となる病床数（※一定の補正を行う）

## 各病床の関連イメージ（病床過剰地域の場合）



# 既存病床数の補正等について

医療機関からの開設(増床、病床の種別変更含む)許可申請又は病床過剰地域において非稼働病床を有する医療機関に対する病床削減の命令(要請)の際に、当該申請又は命令(要請)に係る病床の種別に応じて、二次医療圏の既存の病床数及び当該申請に係る病床の補正を行うもの。(医療法施行規則第30条の33)

	対象病床等	補正の方法
1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内庁病院、自衛隊病院等</li> <li>・労災病院</li> <li>・特定の事業者等の従業員及びその家族の診療のみを行う医療機関</li> <li>・障害者総合支援法に規定する療養介護を行う施設、児童福祉法に規定する入所施設</li> <li>・独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設</li> </ul>	<p>以下の式により算定した数を既存病床数(申請病床数)に算定する</p> $\text{対象病床数 (申請病床数)} \times \frac{\text{本来の目的意外の利用者の数}}{\text{病床の利用者の数}}$
2号	放射線治療室、無菌病室、集中強化治療室(ICU)、心疾患強化治療室(CCU)	治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存病床数(申請病床数)に算定しない
3号	介護老人保健施設	介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を既存病床数に算定する(※)
4号	国立及び国立以外のハンセン病療養所	既存病床数に算定しない
5号	医療観察法に基づく指定入院医療機関である病院の病床	既存病床数に算定しない

(※)本規定は当分の間適用しないこととされており、別途経過措置が設けられている。(後述)

## 既存病床数の補正の考え方

### 放射線治療室、無菌病室、集中強化治療室、心疾患強化治療室


- 放射線治療室の病床については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、既存病床数として算定しない。
- 無菌病室、集中強化治療室(ICU)及び心疾患強化治療室(CCU)については、専ら当該病室に収容された患者が利用する他の病床が同一病院又は診療所内に別途確保されているものは、既存病床数として算定しない。

### 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設については、医療提供施設として医療法に規定されていることを鑑み、医療法施行規則第30条の33第1項第3号の規定により、入所定員数に0.5を乗じて得た数を既存病床数に算定することとされているが、本規定は当分の間適用しないこととされている。
- しかし、療養病床から介護老人保健施設へ転換した場合、既存病床数が減少することにより、その結果として基準病床数と既存病床数の間に差が生じる。
- このような状況への対応として、医療法施行規則附則第48条第5項において、療養病床を転換した介護老人保健施設については、当該転換を行った日から、新たに基準病床数を算定するまでの間は、入所定員数を既存病床数に算定することとしている。

## 既存病床数の補正方法の見直し(案)①

- 放射線治療室については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、現行と同様に、既存病床数として算定しない取扱いを継続することとしてはどうか。
- 一方、その他の治療室については、省令に規定されている無菌病室、集中強化治療室(ICU)及び心疾患強化治療室(CCU)の他にも、多様な治療室の類型が存在しており、現状を踏まえた見直しが必要ではないか。
- また、ICU等の治療室には、救急外来から直接入室する場合、病棟の予定手術の後にICU等に入室する場合など、様々な場合がある。
- そのような場合に、必ずしも当該病室における治療終了後に用いる病床を確保していない場合があり得る。



ICU等の治療室については、実態の運用状況に沿った取扱いの明確化が必要ではないか。



## 既存病床数の補正方法の見直し(案)②

### <既存病床数における介護老人保健施設の取扱いについて>

- 介護老人保健施設の入所定員の半数を既存病床数に算定するという、医療法施行規則第30条の33第1項第3号の規定は、現行適用されていない。
- 仮に、入所定員の半数を既存病床数に算定することとした場合は、介護老人保健施設の整備に応じて、既存病床数が見直されることとなり、今後急速な入院の医療需要の増加が見込まれる地域において、必要な病床の整備に支障をきたす可能性がある。

### <療養病床の介護老人保健施設への転換について>

- また、仮に医療法施行規則附則48条第5項の規定を適用しない場合には、慢性期機能を担う療養病床が介護老人保健施設に転換することにより既存病床数が減少すると、病床の非過剰地域においては、一般病床を開設することが可能となり、医療需要に応じた病床の整備に反するものとなる。

既存病床数の算定において、

- ・ 介護老人保健施設は既存病床数に算定しない
  - ・ 療養病床を介護老人保健施設に転換した場合は、次の基準病床数を算定するまでの間、既存病床数に算定する
- ということとしてはどうか。